

公立大学法人滋賀県立大学客員教員規程

平成 18 年 4 月 1 日  
公立大学法人滋賀県立大学規程第 47 号

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学学則第 17 条第 2 項および公立大学法人滋賀県立大学大学院学則第 9 条第 2 項の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学（以下「本学」という。）の客員教員に関し必要な事項を定めるものとする。

(客員教員)

第 2 条 本学の学術研究の進展および教育の充実を図ることを目的とし、本学教員との学術交流を行うほか、本学学生に対する教育に寄与する業務を行う者を、客員教員とすることができる。

2 客員教員は、次の表の左欄に掲げる者とし、それぞれ右欄に掲げる資格を有すると認められる者のうちから理事長が委嘱する。

客員教員の種類	資 格
客 員 教 授	公立大学法人滋賀県立大学教員選考規程第 3 条に定める教授の資格に準ずる者
客 員 准 教 授	公立大学法人滋賀県立大学教員選考規程第 4 条に定める准教授の資格に準ずる者

3 前項の規定にかかわらず、所管分野について本学教員との交流計画があり第 1 項の業務を行う滋賀県職員（本学職員を除く。）を客員教員とし、当該所管分野に係る経験年数等に応じて、客員教授または客員准教授とすることができる。

4 前 2 項の規定にかかわらず、本学学生に対する実習および演習等の教育に協力する機関等に所属する者で、当該教育に係る所管分野に関して優れた知識および経験を有するものを客員教員とし、理事長が別に定めるところにより、臨床教授、臨床准教授その他の称号を付与することができる。

(名誉客員教授)

第 3 条 前条の規定にかかわらず、本学の教育理念を広く内外に発信することを目的として、学会における指導者または社会の第一線で活躍する者で、本学の教育研究分野に関して卓越した識見を有するものを客員教員とすることができる。

2 前項の客員教員は、名誉客員教授と称し、この規程に定めるもののほか、名誉客員教授に関して必要な事項は別に定める。

(推薦手続)

第 4 条 学部、全学共通教育推進機構、研究科および附属施設（以下「学部等」という。）の長は、客員教授または客員准教授（以下「客員教授等」という。）の候補者がある場合には、当該学部等の教員人事に関する事項を審議する会議等（以下「教授会等」という。）において選考のうえ、客員教授等推薦書（別記様式 1）により理事長に推薦するものとする。

(委 嘱)

第 5 条 理事長は、前条により推薦された候補者が適当と認められるときは、別記様式 2 の委嘱状を交付するものとする。

(経費の負担)

第 6 条 客員教授等には、予算の範囲内で、別に定めるところにより報酬および旅費ならびに研究活動に要する経費を支給するものとする。ただし、第 2 条第 3 項および第 4 項の客員教員にあっては、報酬は支給しない。

(委嘱期間)

第 7 条 客員教授等の委嘱期間は、3 箇月以上 1 年以内とする。ただし、必要がある場合には、延長を認めることができる。

2 客員教授等が外国人である場合(第 2 条第 3 項の客員教授である場合を除く。)には、前項に定める期間を別に定めることができる。ただし、原則として 1 箇月を下らないものとする。

(施設の利用)

第 8 条 客員教員は、本学の教育および研究に支障のない範囲内において、研究遂行上必要な施設および設備等を利用することができる。

(遵守義務)

第 9 条 客員教員は、本学の規則等を遵守しなければならない。

(客員教員の取消)

第 10 条 客員教授等が、前条に違反する等客員教員として適当でないと認められたときは、推薦をした当該教授会等の議を経て、客員教員の委嘱を取り消すことができる。

(その他)

第 11 条 この規程の実施に関し、必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 当分の間、第 2 条第 1 項に定める学生の教育に寄与する業務には、大学院研究科博士後期課程における研究指導を含まないものとする。

付 則

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式 1

年 月 日

公立大学法人滋賀県立大学 理事長 様

学部等の長

印

客 員 教 授 等 推 薦 書

公立大学法人滋賀県立大学客員教員規程第 4 条に基づき、下記の者を客員 として  
推薦します。

記

フリガナ 氏 名		性 別	
		生 年 月 日	年 月 日
現 住 所			
現 職			
最 終 学 歴			
研究歴および 職歴の概要 または所管 分野の経験年数			
研究内容または 所管分野の 交流計画			
教育に寄与する 業務の予定			
委 嘱 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
教授会等審査日	年 月 日 承認済		

別記様式 2

氏 名 様

公立大学法人滋賀県立 大 学  
大学大学院 客員 を委嘱します

期間は 年 月 日から 年 月 日とします

年 月 日

公立大学法人滋賀県立大学 理事長

公立大学  
法人滋賀  
県立大学  
理事長印